

## 4 我孫子市生涯学習推進本部設置要綱

平成 10 年 8 月 7 日訓令第 24 号

改正 平成 21 年 6 月 5 日訓令第 14 号

(設置)

**第 1 条** 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に推進するため、我孫子市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(任務)

**第 2 条** 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習基本構想・基本計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

**第 3 条** 本部員は、我孫子市庁議設置規則(昭和 63 年規則第 32 号)第 3 条第 1 項に規定する者をもって充てる。

(本部長、副本部長及び事務局長)

**第 4 条** 本部に本部長、副本部長及び事務局長を置く。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長、事務局長には生涯学習課長をもって充てる。

3 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

5 事務局長は、本部長の命を受け、生涯学習の推進に関する事務を掌理する。

(会議)

**第 5 条** 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員又はあびこ楽校協議会の市民委員(あびこ楽校協議会運営要綱(平成 15 年告示第 118 号)第 3 条第 2 項第 1 号に規定する委員をいう。)に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(あびこ楽校協議会)

**第 6 条** 本部に、生涯学習推進に関する調査研究及び調整を行うため、あびこ楽校協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織、委員その他運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

**第 7 条** 本部に事務局を置き、本部及び協議会の庶務を処理する。

2 事務局の事務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課が担任する。

(委任)

**第 8 条** この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は公示の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

## 5 あびこ楽校協議会運営要綱

平成 15 年 8 月 29 日告示第 118 号

平成 21 年 6 月 5 日告示第 121 号

(趣旨)

**第 1 条** この告示は、我孫子市生涯学習推進本部設置要綱(平成 10 年訓令第 24 号)第 6 条の規定に基づき設置するあびこ楽校協議会の組織、委員その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

**第 2 条** あびこ楽校協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について協議することを任務とする。

- (1) あびこ楽校の推進に関すること。
- (2) 我孫子市生涯学習推進計画(平成 15 年 3 月策定)に基づく生涯学習関連事業の推進に関すること。
- (3) 市民主催の学習事業への支援及び後援に関すること。
- (4) 生涯学習振興のシンボリック・先導的事業の推進に関すること。
- (5) その他生涯学習関連事業に関すること。

(組織及び委員)

**第 3 条** 協議会は、委員 60 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体の代表者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民等公募による市民

社会教育団体 福祉関係団体 自然環境団体 商工関係団体 農業関係団体 学校関係者 民間教育事業関係者 学識経験者

(2) 市職員

ア 生涯学習主管課長

イ 次の表に掲げる課等に属する課長又は課長補佐(相当職を含む。)

秘書広報課 企画課 財政課 市民活動支援課 男女共同参画室 福祉相談課  
 国保年金課 健康づくり支援課 子ども支援課 手賀沼課 クリーンセンター  
 農政課 道路課 都市計画課 消防本部総務課 経営課 学校教育課 指導課  
 文化・スポーツ課 鳥の博物館 図書館

(委員の任期)

**第 4 条** 前条第 2 項第 1 号に掲げる委員(以下「市民委員」という。)の任期は、2 年とする。

2 市民委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市民委員(公募による市民を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、生涯学習主管課長をもって充てる。

3 副会長は、市民委員の互選により定める。

4 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要があると認めたときは、市民委員で会議を開催することができる。

3 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

( 専門部会 )

**第7条** 協議会に、生涯学習関連事業に関し調査研究を行うため、次の専門部会を置くことができる。

( 1 ) 総合調整部会

( 2 ) シンボル事業運営部会

( 3 ) 学習環境整備部会

2 専門部会の組織に関する事項は、別に定める。

( 委任 )

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附則 ( 平成 20 年 3 月 31 日告示第 63 号 )

この告示は、告示の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

## 6 用語解説

### ア

#### 我孫子市第二次基本計画

我孫子市基本構想は、平成14年度を初年度として、平成33年度を目標年次とする。第二次基本計画は、この基本構想の第2期の基本計画として、平成20年度から8年間のまちづくりの方向性を示す計画。この基本計画では、市を取り巻く環境変化を見据えながら、その特性・独自性を発揮し持続可能な都市として発展できるよう、必要な施策の展開方向を明らかにしている。

#### 我孫子市国際交流協会（AIRA）

市民主体の活動をとおして市民一人ひとりの国際化を推進し、国際親善に貢献することを目的に平成4年10月設立された。外国人のための日本語教室、外国語会話講座、日本語の教え方講座、翻訳、通訳などの事業を行っている。運営は、国際友好と親善を推進するため設けられた任意団体であり、我孫子市民によって運営されている。

#### あびっ子ネット

文部省（現・文部科学省）では、平成14年度からの学校完全週5日制に向け、親や子どものさまざまな活動を振興することを目的とした「全国こどもプラン」の一環として、情報連絡組織としての「こどもセンター」の設置を、全国の主な都市に進めてきた。これにより、我孫子市においても平成13年度から3年間、国の委嘱事業として活動がスタートした。あびっ子ネットでは、平成15年度をもって国の委嘱事業としての運営は終了し、平成16年4月からは、市の委託事業として行政と連携して活動が継続されている。運営組織の名称は「あびこどもネットワーク」として、引き続き情報誌「あびっ子ネッ

ト」を年5回制作・発行しホームページで情報を提供している。

#### 生きる力

自分で課題を見つけ、自ら学び・考え・主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力、自ら律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしている。（中央教育審議会答申：平成10年6月30日）

### カ

#### 家庭教育

親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていくうえで必要なライフスキル（生きていくうえでの技術）を育てる教育。

#### 学校教育

教育基本法に定める学校で行われる教育。教育の目標が達成されるように教育をうけるものの心身の発達に応じて体系的、組織的に行われる教育。

#### 学習活動

学習することを目的として行う意図的な活動。学習には、参加者に学習させることを目的とした意図的な活動として「教育訓練活動」、本などを用いて教育訓練機関等の助けを借りずに行う「自己学習活動」、学習を目的としないで結果として偶然に何かを学習する「偶発的学習」がある。

#### 学習機会

「学習」が行われ得る場・活動。

## 学習情報

学習を進めていくうえで参考とすべき手がかり（情報源）を提供する情報。

## 学習ニーズ

人が学習することを意識的あるいは無意識に求めること。

## 環境問題

人類の活動に由来する周囲の環境の変化により発生した問題の総称。

## キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。我孫子市では平成19年度から、すべての小・中学校で職場体験学習を核とした、子どもの発達段階に応じたキャリア教育に取り組んでいる。

## 協働

異なる主体が対等な立場でそれぞれの長所を生かし、共通の目標に向けて協力すること。市民と行政が対等の立場に立ち、共通の課題に協力しあって取り組むこと。

## 現代的課題

少子高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画、環境問題など社会経済動向の変化に伴って発生した問題。現代社会において、何らかの取り組みが求められる問題。

## 高度情報化

情報が物やサービス以上に有力な資源となり、情報の価値の生産を中心として、社会・経済が発展すること。情報化社会の基盤整備が進んで企業内通信情報網、付加価値通信網などのデータ通信や通信衛星による移

動体通信、マルチメディアによる双方向の情報交換などが日常的にできること。

## 高齢社会

高齢化社会とは、高齢者の増加により、人口構造が高齢化した社会をいう。指標としては、総人口に占める高齢人口（65歳以上人口）の比率が高まっていくことをいう。高齢化率によって分類され、高齢化率7%～14%が高齢化社会、14%～21%が高齢社会、21%～が超高齢社会に分類される。日本は1970年（昭和45年）に高齢化社会に、1994年（平成6年）に高齢社会になり、2007年（平成19年）には超高齢社会となった。

## サ

## 酸性雨

環境問題の一つとして問題視される現象で、大気汚染により降る酸性（厳密にはpH5.6以下）の雨のことをさす。酸性雨は森林の立ち枯れ、建築物の腐食、湖沼・土壌の酸性化をもたらす原因となる。

## 社会教育

社会において行われる教育であり、学校教育や家庭教育に対比されることが多い。なお、現在では「社会教育」に換えて「生涯学習」という用語を狭義の同義語として使う場合も多い。

## 市民活動

市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティの貢献を目的に、自発的に行う行動。

## 職業教育

即戦力となる職業人としての人材を育成するための知識・技能を修得させるための教育。

### 生涯学習関連施設

通常は生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、視聴覚ライブラリー、体育館、文化会館、女性教育会館などをさす。また、カルチャーセンター、職業訓練施設、企業の研修施設も学習活動が行われうることから関連施設に含むようになった。

### 生涯学習 生涯教育

「生涯学習」とは、人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるため、主体的に学び続けることをいう。「生涯教育」とは、全ての人々が生涯にわたって、それぞれ必要な学習を進めていくことができるよう、その条件の開発、整備、調整していくことをいう。最近では、「生涯教育」を含めて「生涯学習」と使われることが多くなっている。

### 生涯学習社会

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会。

### 生涯学習推進本部

我孫子市の生涯学習振興に関する行政施策を総合に推進するため設置され、生涯学習基本構想・基本計画策定及び実施、生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整をおもな任務とし、本部長に市長を、副本部長に副市長及び教育長、本部員には各部長相当職により構成されている。本部に生涯学習の振興の協議、先導的事業等を行うために、あびこ楽校協議会が置かれている。

### 生涯スポーツ

生きがいのある生活と活力ある社会となるよう、生涯の各時期にわたって生活の中にスポーツを豊かに取り入れること。年齢や体

力、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しめるよう振興すること。

### 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）さまざまなスポーツを愛好する人々（多種目）それぞれの志向・レベルにあわせて参加できる（多志向）という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。我孫子市においても身近な学校施設を利用し、地域のだれもがスポーツをとおした健康づくりやコミュニティづくりを目的とした地域クラブの育成をめざし、体育指導員が中心となり地域クラブの設立を進めている。平成16年度には根戸地区に1クラブ設立し、平成17年度は、天王台、湖北、布佐地区を中心にクラブ設立に向け事業を進め、平成19年度に天王台、湖北地区に各1クラブが設立された。今後は、中学校区に1クラブの設立に向け事業が進められる。

夕
---

### 体験学習

ボランティア体験や自然体験、職場体験などさまざまな実際の体験に立脚した学習活動で、実際的な活動体験をとおして学ぶことをねらった学習形態。

### 団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において昭和22年から昭和24年-昭和25年にかけての第一次ベビーブーム、もしくはその前後に生まれた世代をさす。

### 地域交流教室

地域での生涯学習活動を支援するため、学校施設の一部を地域交流教室として、小学校

6校で8教室開放している。

### 地区社会福祉協議会

住民による福祉のまちづくりの地域拠点として、我孫子北、我孫子南、天王台、湖北、湖北台、布佐の市内6地区に地区社会福祉協議会を設置している。介護教室や世代間交流、子育てサロン、広報紙の発行など、地域にあった福祉活動に取り組んでいる。

### 地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的にみて上昇する現象であり、単に「温暖化」ということもある。

### 地方分権

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とし、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、地方公共団体が自らの判断と責任において行政運営することを促進する。

### 手賀沼文化拠点整備計画

手賀沼沿いに点在する文化ポイント（文化・歴史・自然に関する拠点）をネットワーク化し、体系だった整備、活用を進めるために平成19年7月に策定した計画。計画区域は、我孫子地区と天王台地区の一部、計画期間は平成21年度から平成30年度まで。また、手賀沼文化拠点整備計画実行計画を平成20年2月に策定している。

### 出前講座

市民が主催する勉強会、研究会等に市が講師を派遣し、市政に対する説明、専門知識をいかした実習その他生涯学習に関する講座を行うこと。

ナ

### ネットワーク

システム作りの手法の一つ、ある目的のために地域内の人、施設、設備などの各構成要素を組み合わせることで、より良い効果の発揮をめざすこと。コンピュータで端末機を接続するための機器などによって、構成される伝達媒体や回路網。

### NPO（Non Profit Organization）

活動によって利益を目的とせず、また利益があっても、不特定の人々の利益に積極的に寄与する民間の公益活動団体。

ハ

### ボランティア

自発性、無償性、利他性に基づく活動、またはそれに携わる人。

### ハンディキャップ

身体の障害の意味でのハンディキャップと、知的行動の障害の意味でのハンディキャップ、競技におけるハンディキャップなどがある。

マ

### まちづくり協議会

自治会・町内会、地域で活動する諸団体や有志の住民で構成される自主的な組織で、住民相互の交流と連携をとおして地域のさまざまな問題を解決し住みよい環境づくりを進める、地域コミュニティの母体組織。現在9協議会が設立されている。

ヤ

### ユネスコ

国連教育科学文化機関。昭和24年（1946年）発足。教育・文化・科学面の協力をとおして世界平和に寄与することをめざす。

ラ

リカレント教育

社会に出てからも、大学等の教育・訓練機関に戻って、職業生活に必要な知識や技術を学べる教育システム。循環・反復型の教育体制。